

# 桐生市保育の必要性の認定 に関する基準(案)

## 説明資料

平成26年10月

桐生市 保健福祉部 子育て支援課

---



# 目 次

1 保育の必要性の認定について	
1-1 概要について	P3
1-2 新制度と本市の対応方針について(事由)	P4
1-3 新制度と本市の対応方針について(保育必要量)	P5
2 利用調整について	
2-1 概要について	P6
2-2 新制度について	P7
2-3 本市の対応方針について	P9
3 審議事項	
3-1 保育の必要性の事由及び必要量について	P10
3-2 保育の必要性の認定の有効期間について	P12
3-3 利用調整について	P14

※用語について(以下の資料で、特に記載のない場合は共通)

「法」

:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

「施行規則」

:子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)



# 1 保育の必要性の認定について

## 1-1 概要について

### 【認定区分】

○新制度では、「教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)」や「地域型保育事業」の利用にあたって、子どもの保護者が給付の支給要件に該当するかを、市町村が内閣府令の規定により認定する仕組みとされている(法20条)

○「保育認定」は、「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由」に該当することが必要である(法19条1項2号及び3号)

○市町村は、「保育認定子ども」が、認定こども園、保育所、地域型保育を利用するにあたって、利用調整を行う(児童福祉法24条)

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定 (教育標準時間認定)		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園・地域型保育事業
	保育短時間			



## 1-2 新制度と本市の対応方針について(事由)

### 【現行】事由について 【桐生市保育の実施に関する条例】 ※「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当すること  
※当該児童の保育ができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- ①居宅外で労働することを常態としていること。
- ②居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を介護していること。
- ⑥震災、風水害、火災その他の復旧に当たっていること。
- ⑦市長が認める前各号に類する状態にあること。

⇒国が新制度で定めようとしている事由については、本市では概ね対応している。(求職活動や就学など)

### 【新制度】事由について 【子ども・子育て支援法施行規則】 ※「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

#### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的なすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。

#### ②妊娠、出産

#### ③保護者の疾病、障害

- #### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

#### ⑤災害復旧

#### ⑥求職活動

- ・起業準備を含む

#### ⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

#### ⑧虐待やDVのおそれがあること

#### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

- #### ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合(世帯状況等を勘案して、個別に判断する。)



## 1-2 新制度と本市の対応方針について(保育必要量)

### 【現行】

#### 保育必要量(区分)について

現行制度の入所判定では、「長時間」・「短時間」の区分は、特に設けていない。



### 【新制度】

#### 保育必要量(区分)について

#### ① 保育標準時間

保護者が、月120時間以上の就労等  
(1日6時間×週5日など)  
⇒保育の必要な範囲内で、1日11時間まで  
利用可能

#### ② 保育短時間

保護者が、月48時間(前回の子ども子育て  
会議において審議承認済み)以上の就労等  
(1日4時間×週3日＝週12時間など)  
⇒保育の必要な範囲内で、1日8時間まで  
利用可能

※国の基準として、「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待・DV等」  
には、本区分を設けないこととされている。

※子ども・子育て会議で審議・承認された「保育短時間の下限  
時間」については、「月48時間」とする。

## 2 利用調整について

### 2-1 概要について

#### 1. 基本的な考え方

○ 子ども・子育て支援新制度では、当分の間、「全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこと」とされている。

○ この「利用調整」の規定については、待機児童が多い自治体に限らず、すべての自治体の保育利用につき、利用調整を行うことが求められており、法案修正の結果、保育の実施義務を有する市町村に対し、保育利用の強い関与と調整を求めている規定となっている。

※ 参考：改正後児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項

#### 第二十四条

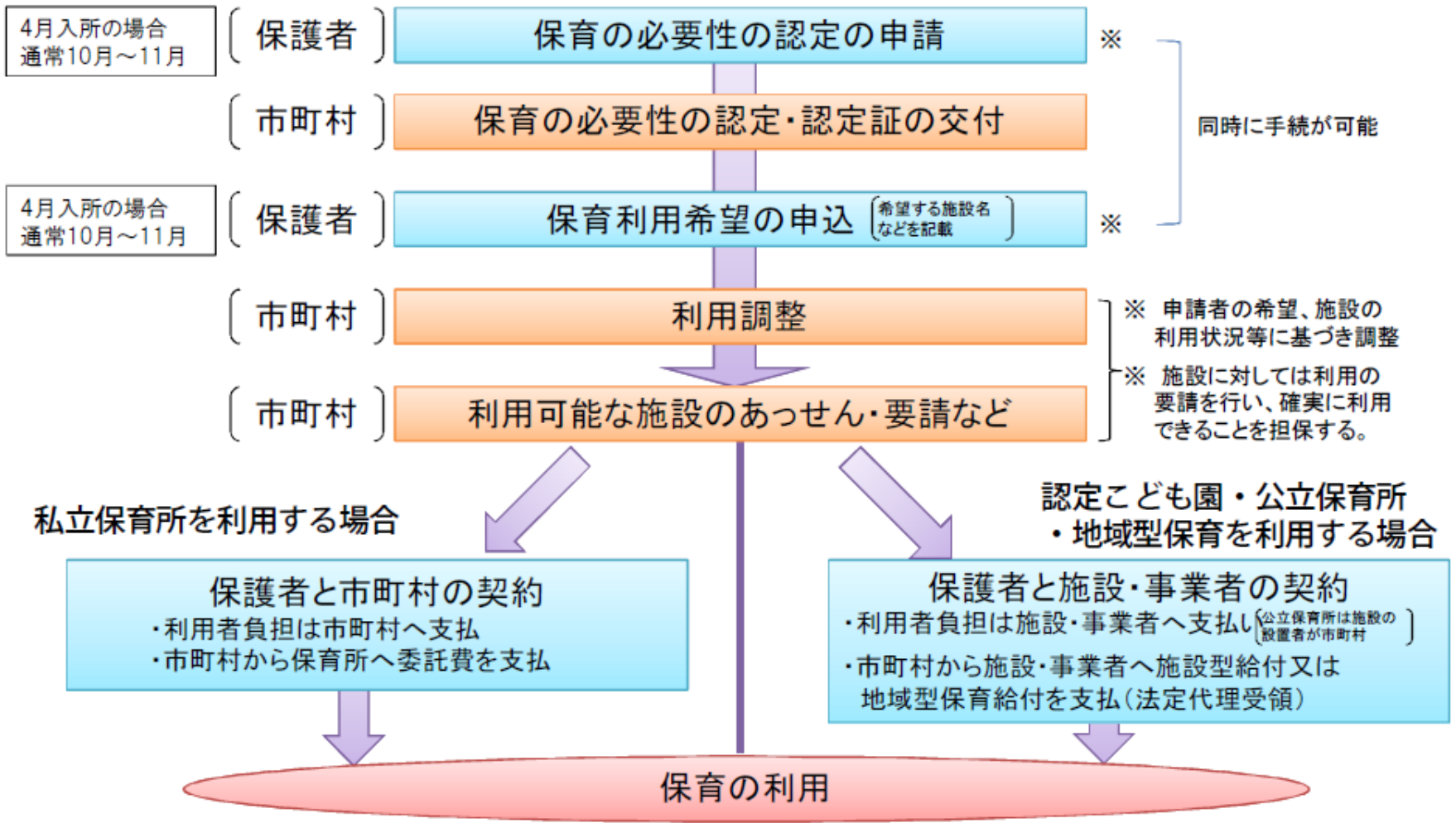
3 市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。



# 2-2 新制度について

## 新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児童福祉法第73条1項）
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行う。



## 【国の指針】

実際の利用調整の運用に当たっては、細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用する。

① 事由	② 区分 (保育必要量)	③ 優先利用
<ul style="list-style-type: none"><li>1 就労</li><li>2 妊娠・出産</li><li>3 保護者の疾病・障害</li><li>4 同居親族等の介護・看護</li><li>5 災害復旧</li><li>6 求職活動</li><li>7 就学</li><li>8 虐待やDVのおそれがあること</li><li>9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること</li><li>10 その他市町村が定める事由</li></ul>	× <ul style="list-style-type: none"><li>1 保育標準時間</li><li>2 保育短時間</li></ul>	× <ul style="list-style-type: none"><li>1 ひとり親家庭</li><li>2 生活保護世帯</li><li>3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li><li>4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li><li>5 子どもが障害を有する場合</li><li>6 育児休業明け</li><li>7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</li><li>8 小規模保育事業などの卒園児童</li><li>9 その他市町村が定める事由</li></ul>



保育の必要性の認定  
保育の必要指数による優先順位づけ



施設等の  
利用調整へ





## 2-3 本市の対応方針について

### 【基本方針】

- 現行の入所にあたっての調整基準を基本に、優先基準を検討する。
- 国の示す資料(法・規則・通知等)を参考に基準を策定し、詳細については、世帯状況等を勘案して、個別に判断する。
- 各事項に応じて、保育の必要指数を設定することにより透明性を高め、保護者の希望する施設等も考慮したうえで、指数の上位の者から選考する仕組みとする。
- 詳細については、別添「保育の必要指数」(案)のとおりとする。



### 3 審議事項

#### 3-1 保育の 必要性の事由 及び 必要量について

	事由	区分 保育必要量		国の基準	市の判断
1	就労	保育標準時間	保育短時間	△	○
2	妊娠・出産	保育標準時間		○	
3	保護者の疾病・障害	-	保育短時間		○
4	同居親族等の介護・看護	-	保育短時間		○
5	災害復旧	保育標準時間		○	
6	求職活動	-	保育短時間		○
7	就学	-	保育短時間		○
8	児童虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間		○	
9	育児休業取得時に、すでに保育を利用	-	保育短時間		○
10	その他 市が認める事由	保育標準時間	保育短時間		○



## 【必要性の事由について】

国の基準を基本とし、「その他市が認める事由」の運用方法については、各世帯の状況を勘案し、支援ができるように個別に判断し、対応することとする。

## 【必要量について】

国の規則により保育標準時間と一律に認められる場合以外は、保育短時間の認定を基本とする。その他、特別な事情がある場合、申し出により承認された場合に、保育標準時間に認定する。

・「保育必要量の認定」は、主に両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間認定」と、主に両親の一方がフルタイムで就労し、他方がパートタイムで就労する場合又はいずれもがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間認定」の2区分により行う。

・「認定事由」のうち、事由2「妊娠・出産」(施行規則第1条第2号)、事由5「災害復旧」(同条第5号)、事由8「虐待やDVの恐れがあること」(同条第8号)は区分を設けない。保育標準時間を一区分とする。(第4条第1項ただし書)

・認定事由のうち、事由3「保護者の疾病・障害」(同条第3号)、事由6「求職活動」(同条第6号)、事由9「育児休暇取得時の継続利用」(同条第9号)に該当する場合で、認定区分に分けて行うことが適切でないと認める場合は、当該区分に分けないで行うことができる。(第4条第2項)



## 3-2 保育の必要性の認定の有効期間について

	事由	支給認定の有効期間 2号	支給認定の有効期間 3号	国の 基準	市の 判断	市が定める 有効期間
1	就労	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間	○		— 国の基準「施行規則」のとおり
2	妊娠・出産	保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間		○		— 国の基準「施行規則」のとおり
3	保護者の 疾病・障害	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間	○		— 国の基準「施行規則」のとおり
4	同居親族等の介 護・看護	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間	○		— 国の基準「施行規則」のとおり
5	災害復旧	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間	○		— 国の基準「施行規則」のとおり
6	求職活動	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間		△	○	雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日を基礎としていることを踏まえ、90日とする。
7	就学	保護者の卒業予定日又は終了日が属する月の末日までの期間		○		— 国の基準「施行規則」のとおり
8	児童虐待やDVの おそれがあること	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間	○		— 国の基準「施行規則」のとおり
9	育児休業取得時に、すでに保育を利用	市町村が定める期間			○	子どもの誕生日から1年を経過する日が属する月の末日
10	その他 市が認める事由	市町村が定める期間			○	2号は小学校就学の始期に達するまでの期間、3号は満3歳に達する日の前日までの期間

## 【求職活動】

⇒雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日を基礎としていることを踏まえ、90日とする。

## 【育児休業】

⇒子どもの誕生日から1年を経過する日が属する月の末日

## 【その他市が認める事由】

⇒2号は小学校就学の始期に達するまでの期間、3号は満3歳に達する日の前日までの期間

## 【支給認定(保育の必要性の認定)の有効期間(法第21条、規則第8条)】

### ・1号認定(教育標準時間認定)

効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間(規則第8条第1号)

### ・2号認定(保育標準時間認定及び保育短時間認定)

満3歳以上の子どもに係る認定については、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間(規則第8条第2号から第13号まで)

### ・3号認定(保育標準時間認定及び保育短時間認定)

満3歳未満の子どもに係る認定については、その効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間(規則第8条第2号から第13号まで)

※始期については、効力発生日からとする。

※保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点まで

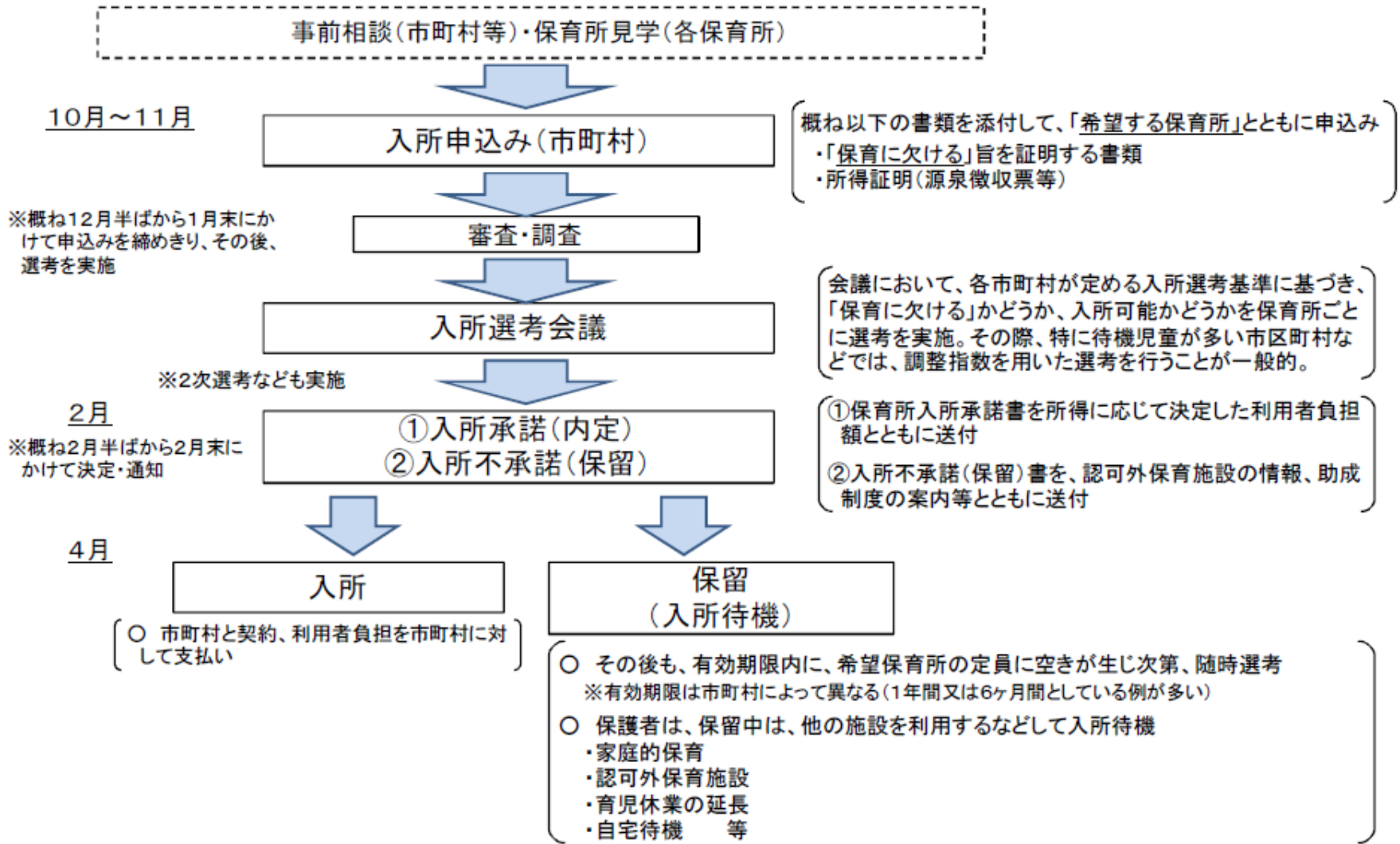


# 3-3 利用調整について

(参考) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

## ○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



## 本市における、保育所の利用調整の流れについて

### 【現行】

- (1) 入所選考基準に基づき、「保育に欠ける」かどうか、入所可能かどうかを「**第1希望の施設**」ごとに選考を実施
- (2) 定員を超えた場合等に、調整指数の高い順に決定する。

### 【新制度】

- (1) 行政による情報提供
- (2) 施設・事業者による事前広報
- (3) 保育の必要性の認定
- (4) 保育の必要指数による優先順位づけ
- (5) 「**第1希望の施設**」ごとに申込者を取りまとめ、保育の必要指数の高い順に決定する。



# 【認定こども園等を含む利用調整の取扱い】

## パターン1

すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法

## パターン2

直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法



「直接契約」である認定こども園等では、それぞれ「第1希望」の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法を採用したい。

### ※該当要件

- ・過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人である。
- ・利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、認可外保育施設の定員を上回っている。





## 【メリット】

- ・新制度の基本方針でもある、各保護者が「多様な施設の中から、希望の施設を選択できる」ことを、優先させることができる。
- ・「直接契約」である認定こども園等をはじめとして、各施設で「保護者の希望をより踏まえた形」で調整を行うことが可能

## 【対応方針】

- ・「利用者支援事業」を活用し、保護者の幅広い選択をサポートする(情報格差を生じさせない)。
- ・認定こども園等の利用調整の結果、選考から漏れた場合、第2希望以下の施設の利用調整で救済できるようにする。

※利用者支援事業とは

- ・子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行う事業
- ・地域子育て支援拠点等で、専任職員が相談などの受け付けをする。
- ・子ども・子育てに関する総合窓口として、誰もが利用できる。

以上

